

鳥取県大規模集客施設立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号）第8条第1項の規定に基づき、大規模集客施設の設置について届出があったので、同条第5項の規定により公告する。

当該設置届に係る届出書及びこれに添付された書類は、平成24年8月18日から同年10月18日まで鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）及び中部総合事務所県民局（倉吉市東巖城町2）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該届出施設の設置については、同条例第10条第2項の規定に基づき平成24年10月18日までに知事に意見書を提出することができる。

平成24年8月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 届出者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
株式会社丸合 代表取締役社長 梅林哲朗
米子市東福原六丁目12-40
大和情報サービス株式会社 代表取締役社長 藤田勝幸
東京都台東区上野七丁目14-4
- 大規模集客施設の名称
丸合羽合店
ドラッグストア ウェルネス羽合店
- 大規模集客施設の敷地の所在地
東伯郡湯梨浜町長瀬789-1
- 大規模集客施設の用途
物販店舗
- 大規模集客施設の総床面積
3,056平方メートル
- 大規模集客施設の設置に係る工事に着手する予定の日
平成25年4月1日